

ケアの人間学

合同研究会要旨集

No. 7 2010年3月

目次

まえがき	堂園 俊彦	2
難病患者の現状と課題について	野原 正平	4
精神科において看護を再形成するプロセス —配置転換による揺らぎの体験の語りから—	赤堀 美智子	6
高齢者終末期医療の決定プロセスにおけるケアの倫理 —判断能力に問題がある高齢患者の経管栄養をめぐるナラティブから—	望月 久以	8
知的障害のある子どもの父親のケア役割引受をめぐる —「障害児」育児社会化のために—	上久保 真理子	10
私の緩和ケア病棟での経験	青木 茂	12
倫理委員会の課題と改善へ向けた取組み —「生命・医療倫理人材養成ユニット」の5年間を振り返って—	堂園 俊彦	14
「対応困難事例について」 —高齢者リハビリテーションにおける理学療法士の視点から—	青田 安史	16
「ケアの人間学」合同研究会の記録		18
「ケアの人間学」合同研究会規約（改訂版）		19

本誌の刊行にあたっては、平成21年度 文部科学省 組織的な大学院教育改革プログラム「対人援助職の倫理的・法的対応能力の育成」（代表：松田純）の補助を受けた。

まえがき

堂園 俊彦

『ケアの人間学——合同研究会要旨集——』No.7をお届けします。この号は、私が浜渦辰二さんから研究会の幹事を引き継いで以降、はじめてのものです。ただ、正直に申しますと、2008年10月に浜渦さんの後任として静岡大学へ着任して以来、研究会への参加回数はわずか4回に過ぎません。研究会のメンバーの方とも、メールを通じてのお付き合いがほとんどです。そのような立場で「まえがき」とは何ともおこがましい話ですが、どうぞお許しください。

本号に収められた7本のうち4本は、静岡大学人文社会科学研究科に提出された修士論文を下敷きにしています。いずれもご自身が抱えられた問題を、時間をかけ、方法論を駆使して言葉にされたものです。そうした言葉が、大学という空間だけではなく、この研究会を通じて外へ開かれているということは、とても喜ばしいことですし、大切なことです。ここで私が「大切」と言うとき第一に考えているのは、「せっかくの知識を共有しないのはもったいない」ということではなく（そうした面を否定するつもりはありませんが）、「開かれた研究会における議論を通じて、事柄そのものの理解をさらに深めることができる」ということです。

こうした意味で本研究会が「開かれている」ためには、「誰もが参加できる」ことに加え、「誰もが臆することなく発表・発言できる」という二重の開放性が必要です。浜渦さんは要旨集第3号のまえがきにおいて、「これまで、ともすると、お互いの間に見えない垣根があって、なかなか接点のなかった〔医療・看護と福祉・介護という〕二つの分野の方々、『ケア』という言葉によって、問題を共有する場」をもつことができると書かれていますが、このことは、ケアという言葉が二重の開放性を生み出す力をもっていることを示唆しているのではないのでしょうか。ケアという言葉がもつこうした力を可能な限り引き出すこと——これが、新人幹事としての私の当面の目標になります。ちなみに私もお話をさせていただいた第36回研究会では、机を囲んで発表が行われました。小さな工夫ですが、今後もこうした試みを積み重ねていくつもりです。研究会のあり方についてもオープンに議論したいと考えていますので、お気軽にご提案ください。

ところで第6号の発刊以来、静岡大学人文社会科学研究科では、この研究会とも関連する動きがいくつかありました。以下、ごく簡単に報告させていただきます。まずは、松田純・江口昌克・正木祐史編『ケースブック 心理臨床の倫理と法』（知泉書館）の出版です。2009年3月に刊行されたこの教科書は、2004年に静岡大学のスタッフが立ち上げた「臨床と法」研究会——および科学研究費「対人援助の倫理と法」研究プロジェクト——の成果です。このプロジェクトと本研究会は、第28回研究会における備酒伸彦氏の講演会をはじめとして、いくつかの機会に連携をしてきました。さらに今年の2月には、科学研究費「医療薬学の歴史と文化」（代表：松田純）の成果として、松田純・川村和美・渡辺義嗣編『薬剤師のモラルディレンマ』が南山堂から出版されました。本研究会は、このプロジェクト

が主催した鈴木勉氏の公開講演会「がんの痛みをとる 緩和医療薬学の課題と展望」には後援として、塩川満氏（聖路加国際病院薬剤部チーフ，日本緩和医療薬学会評議員）を招いての講演会「がんの痛みを薬でコントロール～チームで取り組む緩和医療～」には共催として関わりました。これらのプロジェクトおよびその成果である二冊の教科書は、医師や看護師など一部の専門職の間でのみ語られる傾向のあった生命倫理や医療倫理をより開かれたものにする試みです。この点でも両者の連携はきわめて実り多いものであったと考えます。

こうした研究成果に加えて、新たなプロジェクトもはじまっています。平成21年度文部科学省組織的な大学院教育改革プログラムに、「対人援助職の倫理的・法的対応能力の育成」（代表：松田純）が採択されたのです。このプログラムの柱は大きく二つあります。一つには、対人援助を担う幅広い職種の倫理的・法的対応能力を育成するためのプログラムを作成することです。この柱は、これまでに紹介した活動の延長線上に位置するものと言えるでしょう。もう一つの柱は、対人援助の領域における多文化共生です。もともと静岡県には外国人の労働者が多く、ケアを受ける側となる可能性が高いうえに、EPA（経済連携協定）にもとづく外国人看護師・介護士の受け入れにより、ケアを提供する外国人の増加も予想されます。そうした中で生じる問題にどのように向き合っていくのかは、大きな課題です。これらの取組みにおいて、様々な職種の方が発表を行い、他の文化圏におけるケアのあり方も取り上げられてきた本研究会が果たす役割は、決して小さくはないと感じています。

最後に、恒例となりました（？）、会費のお願いです。本研究会は、本誌の刊行などの活動を継続していくために、会員・会費制を導入しております。そのため、本誌および葉書による研究会案内につきましては、会員になられた方にのみ限定しております。今回の要旨集に関しましては、上記大学院教育改革プログラムの支援を受けましたが、このプログラムも3年間という時限付きです。本研究会が息の長い活動を続けられますよう、お力添えいただければ幸いです。年会費は一般会員2,000円、賛助会員5,000円です。（郵便振替口座：00880-1-186850 「ケアの人間学」合同研究会）

なお、本号冒頭の野原正平さんの原稿は、第6号に掲載される予定でしたが、編集段階の手違いにより本号に掲載されることになりました。心よりお詫び申し上げます。

（「ケアの人間学」合同研究会幹事）